

令和7・8年度茨城町建設工事入札参加資格格付基準

1 格付け基準及び発注標準金額

工種	格付等級	総合数値基準	技術者要件	許可区分	雇用社会保険	発注標準金額
土木 工事 一式	A	810点以上	3人(1人)	—	加入	2000万円以上
	B	730点以上810点未満	—	—		500万円以上2500万円未満
	C	730点未満	—	—		700万円未満
建築 工事 一式	A	720点以上	2人(1人)	特定	加入	2500万円以上
	B	720点未満	—	—		2800万円未満
舗装 工事	A	800点以上	2人	—	加入	600万円以上
	B	680点以上800点未満	—	—		200万円以上700万円未満
	C	680点未満	—	—		250万円未満
水道 施設 工事	A	700点以上	2人	—	加入	2000万円以上
	B	660点以上700点未満	—	—		500万円以上2500万円未満
	C	660点未満	—	—		700万円未満

注1) 総合数値は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査結果の数値(客観数値)と主観数値を合計した数値とする。

注2) 技術者要件及び許可区分は、資格審査の基準日(直前の決算基準日)現在のものとする。ただし、茨城町内に本店を有する者に係る技術者要件については、入札参加資格審査申請時に提出した技術者名簿により算出したものとする。

注3) 技術者要件の()書きは1級の技術者を示す。

注4) 許可区分の「特定」は、建設業法第15条に規定する特定建設業許可を示す。

注5) 格付等級が前年度の格付等級の2等級上下位の等級になる場合は、当該格付等級の1等級上下位の等級に格付けする。(町内業者のみ該当)

注6) 新規に入札参加の資格を得た工種について格付けをする場合は、当該格付等級の1等級下位の等級に格付けする。(町内業者のみ該当)

2 主観数値の評点方法

評点項目	評点基準	評点数値算定方法
工事成績	格付対象工事の種類毎の工事成績及び工事件数（入札参加資格審査を行う年度の前2年度の工事の施工成績の平均点数及び工事件数とする。この場合において、建設共同企業体（以下「JV」という。）が完成した工事の点数及び件数は、当該JVの各構成員の数値として取り扱うものとする。）	<p>1 平均点数が70点を超える者については、次式により算出する数値（ただし、最大10点とする。） $(\text{平均点数} - 70) \times (\text{工事件数の立方根})$</p> <p>2 平均点数が70点未満である者については、次式により算出する数値（ただし、最大-10点とする。） $(\text{平均点数} - 70) \times (\text{工事件数の立方根})$</p> <p>注) 平均点数は小数点第2位以下切捨てとし、工事件数の立方根は小数点第3位以下切捨てとし、これら算出した数値は、小数点以下切捨てとする。</p>
工事表彰経歴	格付対象工事の種類毎の茨城町優良工事表彰規程（平成21年茨城町規程第7号）に基づく受賞件数（入札参加資格審査を行う年度の前5年度に竣工し、表彰対象となった工事件数とする。この場合において、JVが受けた受賞件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）	<p>表彰の受賞実績がある者については、次式により算出する数値</p> <p>受賞件数 \times 10</p>
指名停止経歴	茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）に基づく指名停止件数（入札参加資格審査を行う年度の前2年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指名停止件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）	<p>1 2週間の指名停止を受けた実績のある者については、次式により算出する数値 $\text{指名停止件数} \times (-5)$</p> <p>2 2週間を超え1箇月以下の指名停止を受けた実績のある者については、次式により算出する数値 $\text{指名停止件数} \times (-10)$</p> <p>3 1箇月を超え6箇月未満の指名停止を受けた実績のある者については、次式により算出する数値 $\text{指名停止件数} \times (-15)$</p> <p>4 6箇月以上の指名停止を受けた実績のある者については、次式により算出する数値 $\text{指名停止件数} \times (-20)$</p>
建設業労働災害防止協会加入状況	申請日現在における建設業労働災害防止協会への加入状況（茨城町内に本店を有する者に限り、申請に基づき加点する。）	加入している者に対して5点を加える。
災害協定締結状況	申請日現在における災害時応急対策活動協定の締結状況（茨城町内に本店を有する者に限り、申請に基づき加点する。）	協定を締結している者に対して5点を加える。